# 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付けにかかる手続きについて

貸付決定後の諸手続一覧が記載されている大切な案内になりますので、返還債務が抹消するまで大切に保管してください。

## 1 貸付決定後の手続き

(1) 借入れにかかる必要書類の提出

借受人は、勤務事業所(推薦を受けた事業所)が<u>定める期日</u>までに、以下の①から④の 書類を勤務事業所あて提出してください。

1	借用証書	・ 収入印紙を貼付し、借受人の実印で割印を押して提出してください。 (参考)借用証書に貼付する収入印紙の額				
	(所定の					
	もの)	借用金額 印紙税額				
		1万円以上10万円以下 200円				
		10万円を超え50万円以下 400円				
・ 借用書右上の日付欄は <u>記入しない</u> でください(提出後、県社協で送金載します)。 ・ 借受人、連帯保証人及び未成年者の場合は法定代理人(親権者または後						
		それぞれ本人が署名の上、押印してください。				
		・未成年者の法定代理人が親権者である場合は、親権者全員(父母が親権者の場				
		合は両者)の署名、押印が必要です。				
		<ul><li>実印で押印してください(②の印鑑登録証明書による印鑑であること)。</li></ul>				
		・ 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重				
		線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印し				
		た印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。				
2	印鑑登録	・ 借受人のもの1通。				
	証明書	・ 連帯保証人のもの1通。				
		・ 連帯保証人ではない親権者等の印鑑登録証明書の提出は不要です。				
3	振込口座	・ ネット銀行の口座も送金可。				
	届出書	・ 万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重				
		線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印し				
		た印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。				
4	③の通帳	・ 金融機関名、通帳名義及び口座番号が確認できる面をコピーしてください。				
	の写し	・ ネット銀行等で通帳が発行されていない場合は、画面等をコピーしてくださ				
		۷٬۰				

## (2)送 金

上記(1)による借用証書等が提出され、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が受理した後、指定口座に送金します。

# 2 異動の届出

次のいずれかに該当することになった場合は、所定の様式 (4ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照)にその事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を県社協に届け出なければなりません。様式は、県社協ホームページからダウンロードしていただくか、県社協に請求していただければ個別に送付します。

- ア 氏名又は住所を変更したとき。
- イ 介護福祉士実務者研修施設(以下「実務者研修施設」という。)を退学したとき。
- ウ 死亡、または修学に耐えられない程度の心身の故障が生じたとき。
- エ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- オ 連帯保証人が死亡したとき、または自己破産等その適性を失ったとき。
- カ 実務者研修施設を卒業したとき。
- キ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、返還免除対象業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- ク 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を受けたとき、また は受けなかったとき。
- ケ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内において返還免除対象業務に従事 した後、2年間引き続き当該業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- コ その他、他種の養成施設への進学、災害、疾病その他やむを得ない理由により勤務することができない期間が開始し、またはその期間が終了したとき。

#### 3 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することになった場合は、貸付契約を解除します。

- ア 実務者研修施設を退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- エ 死亡したとき
- オ 虚偽その他不正の方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- カ その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### 4 返 還

#### (1) 返還事由

次のいずれかに該当する場合、その該当理由が生じた月の翌月から、貸付金を返還しなければなりません。

- ア 貸付契約が解除されたとき。
- イ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を受けなかったと き。
- ウ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内で介護福祉士として返還免除対象 業務に従事しなかったとき。
- エ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内で介護福祉士として返還免除対象 業務に従事したが、その従事した期間が引き続き2年間に満たなかったとき。
- オ 業務外の理由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
  - ※ 災害、疾病、その他やむを得ない理由により国家試験を受験できなかった方、または国 家試験に合格できなかった方で次年度の国家試験を受験する意思があると県社協が認め た場合は、イからエの「1年以内」を「3年以内」に読み替えることができます。
  - ※ 福祉士資格取得者が、養成施設卒業後1年以内に、勤務事業所で返還免除対象業務以外の職種に従事している場合で、今後返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は、イからエの「1年以内」を「2年以内」に読み替えることができます。

- (2) 返還期間
  - 10か月以内
- (3) 返還方法

月賦または半年賦の均等払方式(一括払いも可)によります。 ただし、繰上げ償還することを妨げません。

(4) 延滯利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収します。

#### 5 返環猶予

次のいずれかに該当する場合、所定の様式により申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ア 実務者研修施設を卒業後1年以内に、県内※の施設・事業所で介護福祉士として返還 免除対象業務に従事しているとき。
  - ※ 借受人本人の意思によらず、人事異動等により県外の施設・事業所に配属された場合 は、そこでの返還免除対象業務も含む。
- イ 貸付契約を解除された後も、引き続き実務者研修施設に在学しているとき。
- ウ 実務者研修施設を卒業後、他種の養成施設※に在学しているとき。
  - ※ 他種の養成施設とは、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設のこと。
- エ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- オ 県内の施設・事業所に就職したが、返還免除対象業務以外の職種に採用されたとき (卒業後2年以内まで)。
- カ 国家試験を受験できなかった場合または不合格となった場合で、翌年の国家試験を 再受験する意思があるとき。

### 6 返還免除

次のすべてを満たす場合、所定の様式(4ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照)により申請することで、貸付金の返還が免除されます。

実務者研修施設を卒業した日※1から1年以内※2に、

- ①介護福祉士の登録を行い、
- ②県内の社会福祉施設等で返還免除対象業務※3に従事し、
- ③2年間※4引き続き、当該業務に従事した場合
- ※1 やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または不合格となった場合で、 借受人の申請により翌年の国家試験を再受験する意思があると県社協が認めた場合は「国家 試験に合格した日」とする。

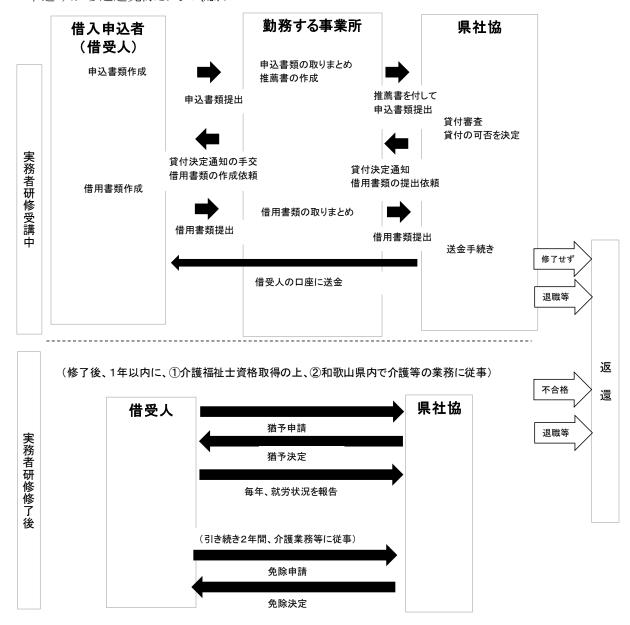
また、実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事した期間が3年に達していない場合は、その期間が3年に達した日とする。

- ※2 介護福祉士の資格を取得したが、返還免除対象業務に従事できなかった場合、実務者研修施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された場合や県外で採用された場合で、借受人の申請により返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は「卒業した日から2年以内」とする。
- ※3 昭和63年2月12日付け社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)
- ※4 「2年間」は、在職期間が通算730日であり、かつ業務従事期間が360日以上とする。

# <貸付決定後の諸手続一覧>

	借受人の状況(事由)	制度上の 対応	提出書類	添付書類
	貸付が決定した	貸付	借用証書(収入印紙貼付)	印鑑証明書
			振込口座届出書	通帳コピー
在	貸付契約を解除された	猶予・返還	状況に応じて	N ====
学	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した		住所・氏名等変更届	住民票
中	連帯保証人の変更の必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票
	<u></u> 死亡した	全部または	返還免除申請書	所得証明書 死亡届
	7LL U/C	一部免除		死亡診断書
	卒業した	届出	養成施設等卒業届	養成施設の長の証明
	施設・事業所で返還免除対象業務に従事した	/H-1-1	7 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	150///ACIDA - 50 - 1600/1
	卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事	猶予	返還猶予申請書	
		•	業務従事届	
	卒業後1年以内に介護福祉士として登録	届出	福祉士登録届	福祉士登録証
	すぐには施設・事業所で返還免除対象業務に従事で	従事する意思がある	1	
	卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種 に採用されたが、卒業後2年以内に返還免除対	申請	再就職承認申請書	
	象業務への従事を希望			
	就職内定後、就職待機中である	猶予	返還猶予申請書	内定通知書
	卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事する			11/02/2016
卒業	意思があり就職活動中	猶予	返還猶予申請書	
*	卒業後、他種の養成施設に在学	猶予	返還猶予申請書	在学証明書(他種の養成施設から発行)
	卒業後、出産育児のため就職せず、出産準備期	~v	>=>m>000 == -1 = -1 = -1	医師の診断書または
	間に入る	猶予	返還猶予申請書	母子手帳の写し
	国家資格を取得できなかった(不合格、1~2	± ±	<b>有机工工资股票的由来中</b>	
	回目)が、翌年度に再受験を希望	申請	福祉士再受験承認申請書	不合格通知
	国家資格を取得できなかった(不合格、3回	返還	返還計画書	不合格通知
	目)	~=~=	22111	1 11 12 200
	返還免除対象業務に従事しない 卒業後、返還免除対象業務に従事する意思がな			1
	平未後、	返還	返還計画書	
	I v			<u> </u>
			停学・復学・退学等届	退学証明書
) E.			厅子"復子"赵子守佃	赵子証明音
追	自主退学(退学処分)による	返還	返還計画書	赵子証明音
退学			返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ)	区子証 切音
退 学	自主退学(退学処分)による 心身の著しい故障による	全部または	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届	退学証明書
			返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ)	
	心身の著しい故障による	全部または	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書	退学証明書
学	心身の著しい故障による 2年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き	全部または	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 返還免除申請書	退学証明書
学返	心身の著しい故障による 2年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した	全部または 一部免除 全部免除	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 返還免除申請書 業務従事証明書	退学証明書 医師の診断書
学	心身の著しい故障による 2年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由;	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 変還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた	退学証明書 医師の診断書
学返還	心身の著しい故障による 2年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した	全部または 一部免除 全部免除	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 返還免除申請書 業務従事証明書	退学証明書 医師の診断書 よくなった
学返還免除対	心身の著しい故障による 2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。 山産休暇・育児休業を取得	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学返還免除対象	心身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 なくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学返還免除対象業	心身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	全部または一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 なくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学返還免除対象業務	心身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票
学 返還免除対象業務従	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 通出 申請	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 なくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学返還免除対象業務	心身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	全部または一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 生所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票
学 返還免除対象業務従事	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 通出 申請	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 <u>業務従事証明書</u> が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票
学 返還免除対象業務従事	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない!  出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できな くなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 種出 申請 届出	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 変遷免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 住所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務と事届 業務従事居	退学証明書 医師の診断書 なった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できな くなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため 業務を継続できなくなった	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 届出 目 目	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 生所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務従事届 業務従事任 業務従事任 変更免除申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票
学 返還免除対象業務従事	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない出産休暇・育児休業を取得病気休暇を取得人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した連帯保証人の変更を行う必要がある  勤務先を変更した  人事異動により法人内の他事業所に異動した業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなく	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 種出 申請 届出	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 生所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務促事届 業務従事届 業務従事年 実務に乗ります。	退学証明書 医師の診断書 なった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できな くなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため 業務を継続できなくなった	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 届出 目 届出 星部免除	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 住所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務従事届 業務従事届 業務従事年 業務従事届 業務従事用 業務従事用 業務従事用 業務従事用 業務従事用 業務従事用 業務従事用 業務提職届	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない出産休暇・育児休業を取得病気休暇を取得人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した連帯保証人の変更を行う必要がある  勤務先を変更した  人事異動により法人内の他事業所に異動した業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなく	全部または 一部免除 特別の事由 猶予 猶予 過出請 届出 星 会 変 選	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 ※務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 を選猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 なった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。   出産休暇・育児休業を取得	全部または 一部免除 全部免除 特別の事由 猶予 猶予 届出 目 届出 星部免除	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 と選猶予申請書 と選猶予申請書 と選猶予申請書 を選猶予申請書 と選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 業務退職届 業務後事居 業務後事先変更 (異動) 届 を選計画書 業務退職届 を選計画書 業務退職届 を選出画書 業務退職届 を選出画書 業務退職届 を選出の書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できな くなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため 業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった 所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため 返還免除対象業務に従事しなく	全部	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 住所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務従事届 業務従事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務とし、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 さくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 住民票 が得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。   出産休暇・育児休業を取得   病気休暇を取得   人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった   借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した連帯保証人の変更を行う必要がある   勤務先を変更した   上、「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全部または 一部免除 特別の事由 猶予 猶予 過出請 届出 星 全部免除	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 と選猶予申請書 と選猶予申請書 と選猶予申請書 を選猶予申請書 と選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 を選猶予申請書 業務退職届 業務後事居 業務後事先変更 (異動) 届 を選計画書 業務退職届 を選計画書 業務退職届 を選出画書 業務退職届 を選出画書 業務退職届 を選出の書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 所得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。 出産休暇・育児休業を取得病気休暇を取得人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった 所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった 田産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了	全部	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 佐所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務従事届 業務従事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務と職局 養務とし、業務に従事できた 返還猶予申請書 位所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務後事后 業務と時間書 返還免除申請書 変遷免除申請書 変遷免除申請書 変遷発験申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 住民票 (住民票 (住民票 (住民票 所得証明書 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学 返還免除対象業務従事中 退職 返	○身の著しい故障による  2 年間(以下「所定の期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事した返還免除対象業務従事中(猶予中)、やむを得ない。 出産休暇・育児休業を取得病気休暇を取得人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった 所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった 出産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了後、返還免除対象業務に再就職を希望する	全部免除 特別の事 を部免除 特別の事 が 着田申 届出 金 選 一部免除 猶予	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 住所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務従事届 業務従事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務とし、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書	退学証明書 医師の診断書 さくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 住民票 が得証明書
学 返還免除対象業務従事中 退職 返還	○身の著しい故障による  2 年間 (以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中 (猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった 所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった 出産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了後、返還免除対象業務に再就職を希望する 死亡または心身の著しい故障のため返還することができなくなった	全部の免除 特別が 神子 一	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 住所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務従事后 業務従事居 業務従事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 支還免除申請書 返還免除申請書 返還免除申請書 返還免除申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 住民票 (住民票 (住民票 (住民票 所得証明書 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類
学 返還免除対象業務従事中 退職 返	○身の著しい故障による  2 年間 (以下「所定の期間」という。)、引き続き 返還免除対象業務に従事した 返還免除対象業務従事中 (猶予中)、やむを得ない 出産休暇・育児休業を取得 病気休暇を取得 人事異動により返還免除対象業務に従事できな くなった 借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した 連帯保証人の変更を行う必要がある 勤務先を変更した 人事異動により法人内の他事業所に異動した 業務を継続できなくなった 所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった 所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため 返還免除対象業務に従事できなくなった 出産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了後、返還免除対象業務に再就職を希望する 死亡または心身の著しい故障のため返還力の著しい故障のため返還力の著しい故障のため返還することが	全部 (	返還計画書 辞退届 (辞退があるときのみ) 停学・復学・退学等届 返還免除申請書 業務従事証明書 が発生し、業務に従事できた 返還猶予申請書 返還猶予申請書 返還猶予申請書 佐所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務従事届 業務従事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務後事后 業務と職局 養務とし、業務に従事できた 返還猶予申請書 位所・氏名等変更届 連帯保証人変更申請書 業務退職届 業務後事后 業務と時間書 返還免除申請書 変遷免除申請書 変遷免除申請書 変遷発験申請書	退学証明書 医師の診断書 とくなった 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類 住民票 住民票 住民票 (住民票 (住民票 (住民票 所得証明書 当該事実を証明する書類 当該事実を証明する書類

## <申込みから返還免除までの流れ>



## 【 問い合わせ先 】

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL073-435-5223